

佐賀県建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）の参加資格事前審査登録実施要領

（目的）

第1条 この要領は、佐賀県建設工事条件付一般競争入札実施要領に基づき、毎年度、入札・検査センター（以下「センター」という。）が執行する建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）において、入札参加希望者（以下「申請者」という。）から提出される「同種工事の施工実績」等について審査を行い、その結果を入札執行前に登録（以下「事前審査登録」という。）しておくことにより、入札参加者が入札の際に発注案件ごとに提出する「同種工事の施工実績」等に関する書類の軽減を図ることを目的とする。

（登録対象及び内容）

第2条 「同種工事の施工実績」の登録対象及び内容は、申請者が**事前審査登録をする年度の前15ヵ年度間**に竣工した、次に掲げる工事の施工実績とする。

- 一 舗装工事
- 二 法面吹付（2,000m²以上）工事
- 三 法枠工事
- 四 落石防護工事
- 五 橋梁補修工事
- 六 伸縮継手取替工事
- 七 ガードレール工事
- 八 道路案内標識（108系）工事
- 九 路側標識工事
- 十 横断又は転落防止柵工事
- 十一 水門（ゲート）工事
- 十二 区画線工事
- 十三 視覚障害者誘導用表示工事（設置種別は問わない）
- 十四 鋼構造物の現場塗替工事
- 十五 信号機工事
- 十六 道路照明灯工事（ただし電球交換のみの工事は該当しない）

2 事前審査登録により入札に参加できる設計価格の範囲及び資格要件は、次のとおりとする。

一 舗装工事

設計価格1,200万円以上2,500万円未満とし、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、舗装工事 A級の決定を受け、かつ、次のいずれかの資格要件を満たす建設業者であること。

○東地区

1) 佐賀・東部土木事務所管内（以下「管内」という。）に建設業法（以下「法」という。）第3条に規定する本店を有する建設業者であること。

2) 管内に法第3条に規定する支店又は営業所（支店又は営業所とは、申請者が事前審査登録する年度の建設業者施行能力等級表に掲載されている支店又は営業所とする。）を有し、かつ、県内にアスファルトプラント（当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む）を有する建設業者で、道路舗装工事を主たる工事として発注された県発注工事の施工実績を有する建設業者であ

ること。

3) 県内に法第3条に規定する本店を有しアスファルトプラントを有する建設業者であること。(当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。)

4) 県内に法第3条に規定する本店を有し、管内において道路舗装工事を主たる工事として発注された公共工事の施工実績を有する建設業者であること。

○西地区

1) 唐津・伊万里・杵藤土木事務所管内(以下「管内」という。)に建設業法(以下「法」という。)第3条に規定する本店を有する建設業者であること。

2) 管内に法第3条に規定する支店又は営業所(支店又は営業所とは、申請者が事前審査登録する年度の建設業者施行能力等級表に掲載されている支店又は営業所とする。)を有し、かつ、県内にアスファルトプラント(当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む)を有する建設業者で、道路舗装工事を主たる工事として発注された県発注工事の施工実績を有する建設業者であること。

3) 県内に法第3条に規定する本店を有しアスファルトプラントを有する建設業者であること。(当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。)

4) 県内に法第3条に規定する本店を有し、管内において道路舗装工事を主たる工事として発注された公共工事の施工実績を有する建設業者であること。

二 法面吹付(2,000m²以上)工事、法枠工事、落石防護工事

設計価格2,500万円未満とし、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、とび・土工・コンクリート工事A又はB級の決定を受け、かつ、佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。なお、支店又は営業所を有する者にあつては、別途定める「法面工事準県内企業①」の要件を満たしたものであること。

三 橋梁補修工事、伸縮継手取替工事

設計価格6,000万円未満とし、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、とび・土工・コンクリート工事A、B又はC級の決定を受け、かつ、佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

四 ガードレール工事、道路案内標識(108系)工事、路側標識工事、横断又は転落防止柵工事

設計価格6,000万円未満とし、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、とび・土工・コンクリート工事A、B又はC級の決定を受け、かつ、佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所(支店及び営業所は交通安全施設準県内企業)を有する建設業者であること。

五 水門(ゲート)工事

設計価格6,000万円未満とし、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、鋼構造物工事A又はB級の決定を受け、かつ、九州内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有し、かつ、県内に水門、堰、河川工作物を製作する工場を有する建設業者であること。

六 区画線工事

設計価格6,000万円未満とし、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する

る規則第2条第2項の規定により、塗装工事 A, B 又は C 級の決定を受け、かつ、佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

七 視覚障害者誘導用表示工事（設置種別は問わない）

○塗装工事

設計価格6,000万円未満とし、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、塗装工事 A, B 又は C 級の決定を受け、かつ、佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

○とび・土工・コンクリート工事

設計価格6,000万円未満とし、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、とび・土工・コンクリート工事 A, B 又は C 級の決定を受け、かつ、佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

八 鋼構造物の現場塗替工事

設計価格6,000万円未満とし、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、塗装工事 A, B 又は C 級の決定を受け、かつ、佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

九 信号機工事

設計価格6,000万円未満とし、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、電気工事 A 又は B 級の決定を受け、かつ、佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店を有する建設業者であること。

十 道路照明灯工事（ただし電球交換のみの工事は該当しない）

設計価格6,000万円未満とし、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、電気工事 A, B 又は C 級の決定を受け、かつ、佐賀県内に建設業法第3条に規定する本店を有する建設業者であること。

（登録の申請）

第3条 登録の申請は、「同種工事の施工実績調書（様式第6号）」及び事実を証する書類（以下「必要書類」という。）を入札参加資格要件事前審査登録申請書（様式1）に添付のうえ申請するものとする。

（審査内容の登録）

第4条 センターは、前条の規定により提出された申請書の審査後、センター内に設置する競争入札参加資格委員会（以下「委員会」という。）に諮り、登録を決定されたときは、当該申請に係る次に掲げる事項を入札参加資格要件事前審査登録簿に登録し、これをセンター内に備えるとともに、入札参加資格要件事前審査登録証（様式2）（以下「登録証」という。）を当該申請者に交付するものとする。

なお、委員会において登録を不可とされたときは、入札参加資格要件事前審査結果不登録通知書（様式3）により通知するものとする。

一 登録番号

二 登録の年月日

三 商号又は名称

四 所在地

- 五 工事の種類及び等級
- 六 入札参加対象工種
- 七 入札参加対象設計価格
- 八 所在地に関する要件
- 九 有効期限

(変更登録の申請)

第5条 前条に規定する登録を受けた申請者が、登録内容の変更、または、追加をする場合は、入札参加資格要件事前審査変更登録申請書(様式4)に必要な書類を添付のうえ、変更登録の申請をするものとする。

(審査内容の変更登録)

第6条 センターは、前条に規定する変更登録の申請書を受理した場合は、委員会に諮り、登録の変更を決定されたときは、入札参加資格要件事前審査登録簿に登録の変更を行うとともに、変更後の登録証を当該申請者に交付するものとする。

(登録の取消)

第7条 第4条に規定する登録を受けた申請者が、その後、登録内容を満たさなくなったときは、入札参加資格要件事前審査登録取消申請書(様式5)を提出し、登録証を返却しなければならない。

2 センターは、第3条に規定する申請に虚偽が判明したとき、登録内容が登録要件を満たさなくなったとき、または、登録事項が事実と相違することを確認したときは、委員会に諮り、登録の取消を行うものとする。

3 前2項の規定により登録の取消を行ったときは、申請者に事前審査登録の取消を通知(様式6)するものとする。

(登録証の提出)

第8条 第4条に規定する登録を受けた申請者は、センターが発注する入札案件において、入札参加確認申請書に添付する「同種工事の施工実績調書(様式第6号)」の提出については、同条に定める登録証の写しを提出することに代えることができるものとする。

(登録証の有効期限)

第9条 登録証の有効期限は、登録証発行年度の末日までとする。

附 則

この要領は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

(経過措置)

この要領による改正後の佐賀県建設工事条件付一般競争入札実施要領の規定は、

この要領の施行日以後の登録から適用し、同日前の登録については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年3月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年2月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年2月22日から施行する。

(経過措置)

この要領による改正後の条件付一般競争入札取扱基準（建設工事）の規定は、この取扱基準の施行日以後の登録から適用する。

入札参加資格要件事前審査登録申請書

令和 年 月 日

様

申請者（所在地）
（商号又は名称）
（代表者名）

佐賀県建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）の参加資格事前審査登録実施要領第 3 条の規定に基づき、下記のとおり登録を申請します。

記

申請 工 種	<input type="checkbox"/> 舗装工事 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 申請地区 <input type="checkbox"/> 東地区（佐賀・東部） <input type="checkbox"/> 西地区（唐津・伊万里・杵藤） </div>	<input type="checkbox"/> とび・土工・コンクリート工事 <input type="checkbox"/> （法面吹付（2,000m ² 以上）工事） <input type="checkbox"/> （法枠工事） <input type="checkbox"/> （落石防護工事） <input type="checkbox"/> （橋梁補修工事） <input type="checkbox"/> （伸縮継手取替工事） <input type="checkbox"/> （ガードレール工事） <input type="checkbox"/> （道路案内標識（108系）工事） <input type="checkbox"/> （路側標識工事） <input type="checkbox"/> （横断又は転落防止柵工事） <input type="checkbox"/> （視覚障害者誘導用表示工事）
等級	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C
申請 工 種	<input type="checkbox"/> 塗装工事 <input type="checkbox"/> （区画線工事） <input type="checkbox"/> （鋼構造物の現場塗替工事） <input type="checkbox"/> （視覚障害者誘導用表示工事）	<input type="checkbox"/> 鋼構造物工事（水門（ゲート）工事）
等級	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B
申請 工 種	<input type="checkbox"/> 電気工事 <input type="checkbox"/> （信号機工事） <input type="checkbox"/> （道路照明灯工事）	/
等級	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	

提出 書 類	<input type="checkbox"/> 同種工事の施工実績調書（様式第 6 号）
事実を 証する 書 類	（共通） <input type="checkbox"/> 登録内容確認書（竣工登録されているもの）又は竣工登録工事カルテ受領書の写し <input type="checkbox"/> 発注者の証明書 <input type="checkbox"/> 契約書の写し及び工事内容が判る切抜設計書、数量総括表等 <input type="checkbox"/> 入札参加資格要件事前審査登録証の写し（舗装工事） <input type="checkbox"/> 県内にアスファルトプラントを有することを証明できる書類の写し（鋼構造物工事） <input type="checkbox"/> 県内に水門、堰、河川工作物を製作する工場を有することを証明できる書類の写し

※ 内には、申請工種、提出書類など該当するものに、（チェックマーク）を記入してください。

入札参加資格要件事前審査登録証

登録番号

登録日

商号又は名称

代表者名

所在地

有効期限

執行の種類 事前審査型 条件付一般競争入札

適用範囲 入札・検査センターが執行する事前審査型一般競争入札による入札

記

工事の種類	等級	入札参加対象設計価格	入札参加対象工種	登録内容

第 号
登 録 者 名

様

登録者名

入札参加資格要件事前審査結果不登録通知書

佐賀県建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）の参加資格事前審査登録実施要領第4条の規定に基づき、入札参加資格要件事前審査登録申請のあった入札参加資格に関する要件について審査を行いました。下記理由により登録できませんので通知します。

記

理 由

入札参加資格要件事前審査変更登録申請書

令和 年 月 日

様

申請者（所在地）
 （商号又は名称）
 （代表者名）

佐賀県建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）の参加資格事前審査登録実施要領第5条の規定に基づき、下記のとおり変更登録を申請します。

記

登録証の番号 第 号

申請 工 種	<input type="checkbox"/> 舗装工事 申請地区 <input type="checkbox"/> 東地区（佐賀・東部） <input type="checkbox"/> 西地区（唐津・伊万里・杵藤）	<input type="checkbox"/> とび・土工・コンクリート工事 <input type="checkbox"/> （法面吹付（2,000m ² 以上）工事） <input type="checkbox"/> （法枠工事） <input type="checkbox"/> （落石防護工事） <input type="checkbox"/> （橋梁補修工事） <input type="checkbox"/> （伸縮継手取替工事） <input type="checkbox"/> （ガードレール工事） <input type="checkbox"/> （道路案内標識（108系）工事） <input type="checkbox"/> （路側標識工事） <input type="checkbox"/> （横断又は転落防止柵工事） <input type="checkbox"/> （視覚障害者誘導用表示工事）
等級	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C
申請 工 種	<input type="checkbox"/> 塗装工事 <input type="checkbox"/> （区画線工事） <input type="checkbox"/> （鋼構造物の現場塗替工事） <input type="checkbox"/> （視覚障害者誘導用表示工事）	<input type="checkbox"/> 鋼構造物工事（水門（ゲート）工事）
等級	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B
申請 工 種	<input type="checkbox"/> 電気工事 <input type="checkbox"/> （信号機工事） <input type="checkbox"/> （道路照明灯工事）	/
等級	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	

提出 書 類	<input type="checkbox"/> 同種工事の施工実績調書（様式第6号） （共通）
事実を 証する 書 類	<input type="checkbox"/> 登録内容確認書（竣工登録されているもの）又は竣工登録工事カルテ受領書の写し <input type="checkbox"/> 発注者の証明書 <input type="checkbox"/> 契約書の写し及び工事内容が判る切抜設計書、数量総括表等 <input type="checkbox"/> 入札参加資格要件事前審査登録証の写し （舗装工事） <input type="checkbox"/> 県内にアスファルトプラントを有することを証明できる書類の写し （鋼構造物工事） <input type="checkbox"/> 県内に水門、堰、河川工作物を製作する工場を有することを証明できる書類の写し

入札参加資格要件事前審査登録取消申請書

令和 年 月 日

様

申請者（所在地）
（商号及び名称）
（代表者名）

佐賀県建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）の参加資格事前審査登録実施要領第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録証を添えて登録の取消を申請します。

記

登録番号 第 号

取消内容

取消理由

入札参加資格要件事前審査登録取消通知書

令和 年 月 日

様

登録者名

佐賀県建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）の参加資格事前審査登録実施要領第 7 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり登録を取り消したので通知します。

記

登録番号 第 号

取消内容

取消理由

同種工事の施工実績調書

商号又は名称

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
工事内容			

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
工事内容			

工 事 名			
施工場所		発注機関名	
工 期		契約金額	
工事内容			

○同種工事の施工実績について代表的なものを 3 件程度まで記入すること。

(対象は事前審査登録をする年度の前 15 ヶ年度間に竣工したもの)

○会社としての同種工事の実績を証する書類で、工事内容 (最終契約数量) が確認できる資料として以下のいずれかを添付すること。

- ①登録内容確認書 (竣工登録されているもの)、又は竣工登録工事カルテ受領書の写し (2,500 万円以下の簡易コリンズは不可)
- ②契約書の写し及び工事内容が判る書類 (設計書、仕様書等)
- ③発注者の履行証明及び工事内容が判る書類 (設計書、仕様書等)